

選挙運動費用収支報告書作成の 留意事項及び記載要領について

矢掛町選挙管理委員会

I 収支報告書についての留意事項

《出納責任者の職務について》

- 出納責任者でなければ、選挙運動に関する支出（立候補準備のために要する支出及び電話による選挙運動に要する支出を除く。）をすることはできません。ただし、出納責任者が文書による支出承諾を与えて他人に支出させることはできます。（公選法第187条第1項）
- 出納責任者は、会計帳簿を備えて選挙運動に関する全ての寄附その他の収入及び支出について所定事項を記載しなければなりません。（公選法第185条）
- 備え付けるべき会計帳簿は、収入簿と支出簿となっており（公選法施行規則第22条）、同規則第30号様式で様式例が定められています。
- 出納責任者以外の者が候補者のために寄附を受けたときは、出納責任者は、その者から7日以内に明細書を受領しなければなりません。ただし、出納責任者は、請求により直ちに明細書の提出を求めることもできます。（公選法第186条）
- 出納責任者は、就任後、直ちに立候補準備に要した費用の精算をしなければなりません。（公選法第187条第2項）
- 出納責任者又は公職の候補者若しくは出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、選挙運動に関するすべての支出について、領収書等を徴しなければなりません。また、出納責任者以外の者がした適法な支出の領収書の送付を受けなければなりません。（公選法第188条）
- 出納責任者は、会計帳簿、明細書、領収書等の支出を証すべき書面を選挙運動費用収支報告書を提出した日から3年間保存しなければなりません。（公選法第191条第1項）

《用語について》

○『収入』

「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の收受、その收受の承諾、又は約束をいう（公選法第179条第1項）とされており、「その他の財産上の利益」とは、必ずしも有体物に限られず、債務の免除、保証、労務の無償提供のように、金銭、物品以外のものでもこれを受ける者の側において財産上の価値があると認められる一切のものを含まず。

例えば、選挙運動用拡声機や選挙事務所に使用する家屋を無料で借りた場合、通常支払うべき借上料を支払わずに済む利益があるので、その借上料に相当するものが収入となります。

○『寄附』

「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他の債務の履行としてなされるもの以外のものをいう（公選法第179条第2項）とされています。

○『支出』

「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう（公選法第179条第3項）とされています。なお、支出には、財産的利益の消費も含まれるとされており、例えば、選挙事務所を無償で借りて使用した場合には、その使用料を時価に見積ってその額を寄付として収入に計上すると同時に、支出としても計上する必要があります。

○『選挙運動』

「選挙運動に関する」とは、「選挙運動を行うために」の意であって、本来の選挙運動のみならず、立候補の準備行為や選挙運動の準備行為も含まれます。さらには、選挙運動に従事する者同士の内部的な意思の連絡統一のための行為等のようにその行為自体は選挙運動に該当しなくても、究極において選挙運動を行うために行われる行為に関するものも含まれるものと解されています。（ただし、公選法第197条により選挙運動に関する支出でないものとされているものもありますので、注意してください。〈4頁参照〉）

《寄附について》

○会社等の法人その他の団体が、公職の候補者の政治活動（選挙運動を含む。）に対して寄附をすることは、政治資金規正法第21条により一切禁止されています。したがって、会社等が候補者に対して金銭を寄附することはもちろん、会社等が保有する建物等を候補者の選挙事務所として無償提供することもできませんので、注意してください。

○公選法第139条により、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子及び候補者の選挙事務所において選挙運動員や労務者に対して提供される一定の弁当を除き、何人も、選挙運動に関して飲食物を提供することは、それがいかなる名義のものであっても、禁止されています。したがって、候補者が選挙人、選挙運動員等に提供する場合はもちろん、第三者から候補者等に提供する場合も禁止されていますので、注意してください。

○他人名義又は匿名の寄附をすること及び公職の候補者等がそれらの寄附を受けること（例：自身の政治活動（選挙運動を含む。）のために、選挙事務所や街頭等に募金箱等を設置して、匿名の寄附を受領する場合等）は、政治資金規正法第22条の6により、禁止されていますので、注意してください。

《収支報告書に記載する必要のない支出》

以下のものは、公選法第197条により選挙運動に関する支出でないものとされているので、(会計帳簿及び)収支報告書に記載する必要はありません。

1 立候補準備のために要した支出のうち、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの

また、供託金の納付や立候補の届出のために要する経費等は、その性格上選挙運動そのものではないため、選挙運動費用には参入されません。

2 立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの

3 立候補者が乗用する自動車、船舶、列車、飛行機、バス等のために要した支出

4 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出

※選挙運動後に支払原因を生じた費用のことであり、選挙期日前に生じた債務について選挙期日後にその支払をなすものは、これには含まれません。

5 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料

ただし、選挙運動費用の支出に伴う消費税分は、支出として計上しなければならないので、注意してください。

6 選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した支出

「選挙運動用自動車等を使用するために要した支出」とは、自動車等の借上料、ガソリン代、軽油代、オイル代、修繕代、タイヤ代、運転手及び船員の雇料、超過勤務手当、宿泊代及び食事代等のことです。ただし、自動車等に取り付ける文書図画(看板等)及び拡声器に要する経費は、選挙運動費用に計上しなければなりません。

※ 告示日前の政治活動(いわゆる後援会活動)に要した経費は選挙運動のための支出ではないので、選挙運動費用に計上しないよう注意してください。(後援会活動に要した経費は、県選管に行く「政治団体としての収支報告」へ計上する必要があります。)

II 収支報告書の記載要領

◎選挙運動費用収支報告書の様式と記載例

【記載例】

選挙運動費用収支報告書

- 1 令和8年4月26日執行 ○ ○ ○ ○ 選挙
 2 公職の候補者 住所 岡山県小田郡矢掛町 ○ ○ ○ ○ 番地
 氏名 甲 山 乙 夫
 3 ○ 月 ○ 日 から ○ 月 ○ 日 まで (第 1 回分)
 4 収入の部 (その 1)

(注) 立候補準備のための収入・支出があるので、報告の始期は告示日前の日付でも差支えない。

月 日	金額又は 見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附 及びその他の収入 の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 政治団体名	職 業		
○月 ○日	500,000 ^円	その他の収入	(注) その他の収入(自己資金、借入金等)については、「寄附をした者」欄への記載は不要。				自己資金
○月 ○日	100,000	その他の収入					借入金
○月 ○日	100,000	寄 附	○○県○○市○○町○番地	○○後援会	その他の政治団体		
○月 ○日	50,000	寄 附	○○県○○郡○○町○番地	山 川 四 郎	商 業	事務所無料借上 6日間 50㎡1室	
○月 ○日	15,000	寄 附	○○県○○郡○○町○番地	乙 川 二 郎	会 社 員	無償労務従事 ○月○日	
○月 ○日	30,000	寄 附	○○県○○郡○○町○番地	甲 山 太 郎	商 業		金銭の供与の約束 ○年○月○日履行された
			(中 略)				

【記載例】

4 収入の部 (その2)

月 日	金額又は 見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附 及びその他の収 入の見積の根拠	備 考
			住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 政 治 団 体 名	職 業		
			(中 略)				
計	寄 附	435.000					
	そ の 他 の 収 入	645.000					
	計	1.080.000					
前 回 計	寄 附	0					
	そ の 他 の 収 入	0					
	計	0					
総 額	寄 附	435.000					
	そ の 他 の 収 入	645.000					
	総 計	1.080.000					

(注) 公営により町から費用が支払われた場合、収入には計上せず「参考」欄へ記載すること。
その結果、支出総額が収入総額を上回っても差し支えない。

参 考	公費負担相当額74.420円(ポスター作成費)
-----	--------------------------------

【 冒頭部分（1～3まで） 】

選挙の執行年月日、選挙の名称、公職の候補者の住所及び氏名を立候補届出書どおりに記載してください。

また、「3 月 日から 月 日まで」の欄には「4 収入の部」及び「5 支出の部」に記載された収入及び支出の中で、最初に収入のあった月日及び最後に支出のあった月日を記載してください。「第 回分」の欄は、第1回分の報告書であれば「第1回分」としてください。

【 4 収入の部 】

収入については、1件10,000円を超えるものについては1件ごとに記載し、1件10,000円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載してください。なお、寄附については、1件10,000円以下の収入についても必要に応じて1件ごとに記載して差し支えありません。

・「月日」欄

原則として実際に収入のあった日を記載しますが、寄附の約束の場合には、その約束のあった日を記載します。例えば、立候補の届出日において、選挙運動の期間中労務を無償提供する約束があれば、その約束の日に全期間に相当する金額の寄附があったものとして、当該立候補の届出日を記載します。また、選挙事務所を何日から何日まで無償で借りる約束があった場合も、その約束のあった日にその日数に相当する寄附があったものとして、その約束の日を記載することとなります。この場合、実際に寄附を受けた日や期間等については備考欄に記載することとなりますが、その記載要領については⑧を参照してください。

・「金額又は見積額」欄

金銭の収入の場合にはその金額を、金銭以外の収入（例えば、労務、選挙事務所又は拡声機の無償提供等）の場合にはそれを時価（その時期及び場所等における価格）に見積った額を記載します。

・「種別」欄

「寄附」、「その他の収入」の区別を明記してください。なお、候補者の持出金はその他の収入とし、備考欄に「自己資金」と記入してください。

- 「寄附をした者」欄

その他の収入（自己資金、借入金等）については記載の必要がなく，寄附についてのみ，寄附をした者の住所，氏名及び職業（政治団体にあつては，主たる事務所の所在地，その名称及び政治団体である旨）を記載します。なお，町内有志，隣組一同等の名義による寄附を受けることはできませんので，各個人が実質上寄附した場合，それぞれの者の氏名等を記載しなければなりません。

また，会社，町内会，組合等の団体（政治団体を除く。）から寄附を受けることはできません。

- 「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」欄

金銭以外の収入を時価に見積った場合の単価や見積の根拠等を記載します。

- 「備考」欄

寄附の約束の場合，前述のとおり約束の日が「月日」欄に記載されるので，その旨並びにその履行の有無及び年月日等を記載します。また，1件10,000円以下の収入については，種別及び収入日ごとに合計されているので，その内訳（金額及び件数）を記載します。

- 収入の部の合計欄

第1回分の報告書については，寄附及びその他の収入の区分別に合計し，「計」の欄及び「総額」の欄に記載します。また，第2回分以降の報告書については，当該報告分の合計を「計」の欄に，前回までの報告分の総額を「前回計」の欄にそれぞれ記載し，「計」と「前回計」の合計を「総額」の欄に記載します。

- 「参考」欄

選挙運動に係る公費負担相当額を記載してください。

【記載例】

5 支出の部（その 1）

（注） 支出の部は各費目ごとに記載すること。

月 日	金 銭 又 は 見 積 額	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考
				住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
○月 ○日	15.000 ^円	選 挙 運 動	報 酬	○○県○○郡○○町○番地	乙 川 二 郎	会 社 員	労務の無償提供 ○月○日	車 上 運 動 員
~				(注) 告示日以降の契約（約束）は「選挙運動」と記載すること。				
(人件費計)	200.000							
○月 ○日	60.000	立 候 補 備	事 務 所 料	○○県○○郡○○町○番地	山 川 四 郎	商 業	無料借上 6日間 50㎡ 1室	
~				(注) 告示日の前日までの契約（約束）は「立候補準備」と記載すること。				
選挙事務 (ア) 所費計	100.000			(注) 家屋費は「(ア)選挙事務所費」と「(イ)集合会場費」で分けること。				
○月 ○日	3.000	選 挙 運 動	演 会 場 説 費	○○県○○郡○○町○番地	○ ○ 会 館			○月○日支払
~				(注) 「月日」欄には契約（約束）の日を、「備考」欄には実際の支払い日を記載すること。				
集 合 会 (イ) 場 費 計	15.000							
(家屋費計)	115.000							

【記載例】

5 支出の部 (その○)

月 日	金銭又は 見積額	区 分	支出の 目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の支出 の見積の根拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団体名	職 業		
○月 ○日	1.600 ^円	選挙運動	切手代 20枚	○○県○○郡○○町○番地	○○郵便局			
~				(注) 契約(約束)の日と支払の日が同日の場合には、その日を記載すること。				
(通信費計)	35.000							
○月 ○日	1.400	選挙運動	電車賃	○○県○○郡○○町○番地	乙 田 一 夫 農 業			
~				(注) 領収書等を添付することができない場合は、「領収書等を徴しがたい事情があった支出の明細書」を添付すること。 また、選挙運動用自動車に要する借上料、ガソリン代等は選挙運動費用には含まれないので支出には計上しないこと。				
(交通費計)	73.500							
○月 ○日	74.420	立 候 準 補 備	ポスター 印刷代	○○県○○郡○○町○番地	△△印刷(株)			○月○日支払
○月 ○日	10.500	立 候 準 補 備	通常葉書 印刷代	○○県○○郡○○町○番地	△△印刷(株)			○月○日支払
~				(注) 公営により町から作成費が支払われた場合も支出を計上すること。				
(印刷費計)	126.000							

【記載例】

5 支出の部 (その○)

月 日	金 銭 又 は 見 積 額	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考
				住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
○月 ○日	151.200 ^円	立 準 候 補 備	事 務 所 看 板 代	○○県○○郡○○町○番地	(有)○○△看板店			○月○日支払
○月 ○日	189.000	立 準 候 補 備	自 動 車 看 板 代	○○県○○郡○○町○番地	◇△看板(株)			○月○日支払
○月 ○日	84.000	立 準 候 補 備	拡 声 器 借 上 料	○○県○○郡○○町○番地	(株)○○◇産業			
○月 ○日	105.000	立 準 候 補 備	新 聞 廣 告 代	○○県○○郡○○町○番地	○○新聞(株)			
~				(注) 金融機関への振込みによる支出に係るものについては、「振込明細書に係る支出目的書」及び金融機関が作成した振込明細書の写しをもって「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」に代えることができる。				
(広告費計)	546.000							
○月 ○日	5.000	立 準 候 補 備	ノ ー ト 10 冊、ポ ー ル ペ ン 50 本	○○県○○郡○○町○番地	(有)○○文具店			
~								
(文具費計)	10.000							

【記載例】

5 支出の部（その○）

月 日	金 銭 又 は 見 積 額	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考
				住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
○月 ○日	2,000 ^円	選 挙 運 動	菓 子 代	○○県○○郡○○町○番地	〇〇スーパー			
○月 ○日	15,000	選 挙 運 動	弁 当 料	○○県○○郡○○町○番地	(株)〇〇			
○月 ○日	3,000	選 挙 運 動	運 動 員 費 用 弁 償	○○県○○郡○○町○番地	乙 田 一 夫	農 業		1食1,000円×3食×1日
~				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (注) 選挙運動に従事する者に対する弁当料の実費弁償などを記載すること。ただし、労務者には弁当（現物）の提供はできるが、実費弁償はできない。弁当を提供した場合には、弁当料に相当する額を実費弁償（選挙運動に従事する者の場合）又は報酬（労務者の場合）から差し引かなければならない。 </div>				
(食糧費計)	25,000							
○月 ○日	10,000	選 挙 運 動	電 気 代	○○県○○市○番地	(株)〇〇電力			
○月 ○日	10,000	選 挙 運 動	ガ ス 代	○○県○○市○番地	〇〇ガス			
○月 ○日	8,000	選 挙 運 動	水 道 料	○○県○○郡○○町○番地	(有)〇〇文具店			
~								
(雑費計)	30,000							

【記載例】

5 支出の部 (その ○)

月 日	金 銭 又 は 見 積 額 (円)	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考
				住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
計	立候補準備の ための支出	326.000						
	選挙運動の ための支出	708.000						
	計	1.034.000						
前 回 計	立候補準備の ための支出	0						
	選挙運動の ための支出	0						
	計	0						
総 計	立候補準備の ための支出	326.000						
	選挙運動の ための支出	708.000						
	総 計	1.034.000						

	項 目	単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 ((A) × (B) = (C))
支出のうち 公費負担 相当額	ポスターの作成	1.220円	61枚	74.420円
		円	枚	円
	計			74.420円

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。
令和 8 年 ○ 月 ○ 日

(注) 令和8年5月11日(月)までに
提出しなければならない。

出納責任者 住所 岡山県小田郡矢掛町 ○ ○ ○ ○ 番地
氏名 海 川 次 郎 ⑧

備考

- 1 収入の部においては、1件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、1件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載するものとする。なお、寄附については、1件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえない。
- 2 収入の部中「種別」欄には、寄付金、その他の収入の区別を明記するものとする。
- 3 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額がある場合、その旨を記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができるものとする。
- 4 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記するものとする。
- 5 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額がある場合、その旨を記載するものとする。ただし、当該項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載するものとする。
- 6 精算届後の報告書にあっては、「収入の部」「支出の部」ともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載するものとする。
- 7 収入の部の記載については公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第30号様式収入簿の備考中2から6までの例により、支出の部の記載については同様式支出簿の備考中3から9まで（8を除く。）の例によるものとする。

【 5 支出の部 】

・ 費目の分類について

選挙運動に関するすべての支出を費目ごとに分類して記載してください。各費目の分類及び具体例は、次のとおりです。

1) 人件費

選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上運動員（いわゆる「うぐいす嬢」）、手話通訳者及び要約筆記者に対する報酬のことです。このうち、事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者については、その者を使用する前に、必ず、文書で選管に対して届け出る必要があります。この届出を行わなければ、それらの者に報酬を支払うことはできませんので、注意してください。（労務者については届出の必要はありません。）

なお、支給できる報酬額等には制限（「候補者のしおり」39頁以下を参照）があるので注意してください。

2) 家屋費

選挙事務所費と集合会場費等に区分して記載してください。選挙事務所費には、事務所自体の建設費や借上料のほか、机などの備品の借上料、電話を取り付けたときの架設費用などがあります。

集合会場費等には、主として個人演説会場の借上料があります。

3) 通信費

電話料、事務連絡用の郵送料等があります。電話については、架設費は選挙事務所費の中に区分し、通信費としては電話の借上料と通話料を計上します。なお、選挙運動用通常葉書の郵送料は算入しません。

4) 交通費

選挙運動員、選挙運動のために使用する事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者や労務者の電車賃、バス賃等が主なものです。候補者本人の分については、原則として選挙運動費用とはみなされません。また、選挙運動用自動車を使用するために要した支出（借上料、ガソリン代、軽油代、オイル代等）は選挙運動のための支出とはみなされないので、記載する必要はありません。

5) 印刷費

選挙運動のために使用するポスター及び選挙運動用通常葉書等の印刷費が主なものです。また、町長選挙のみビラの印刷費も含まれます。

6) 広告費

選挙事務所、選挙運動用自動車に掲示する立札、看板及びちょうちんの類、候補者のたすき、拡声機及び新聞広告等の費用があります。

7) 文具費

紙、筆、墨、その他選挙事務所において使用する消耗品代等があります。

8) 食糧費

湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の代金や、選挙運動員、選挙運動のために使用する事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者や労務者に対して提供する弁当の調製に要した費用等があります。

9) 休泊費

休憩及び宿泊に要した費用です。

10) 雑費

上記 1)～ 9) 以外のもので、例えば電気、灯油、ガス、水道代等の光熱水費があります。

・ 「月日」欄

収入の部と同様に、原則として実際に支出のあった日を記載します。ただし、支出の約束の場合には、その約束のあった日を記載するので、必ずしも実際に支出した日と一致しないことがあります。

例えば、立候補をする前に選挙事務所を借りる約束をした場合は、その約束をした日を支出があった日とします。また、選挙運動用ポスターを印刷するため印刷業者に発注した場合は、当該発注日を支出があった日として記載します。これらの場合には、契約（約束）である旨と実際の支払日を備考欄に記載してください。

・ 「金額又は見積額」欄

収入の部と同様、金銭の支出の場合にはその金額を、金銭以外の支出の場合には時価に見積った額（無償提供等の場合には、収入の部に記載されている金額と同額）を記載します。

・ 「区分」欄

「立候補準備」のために支出した費用と「選挙運動」のために支出した費用との区別を明記してください。なお、告示日の前日までの支出（契約・約束を含む。）は「立候補準備」に、告示日以後の支出は「選挙運動」に区分してください。

・ 「支出の目的」欄

支出の目的（例えば、報酬、事務所借上料、ポスター印刷代等）及び員数等を具体的に記載します。

・ 「支出を受けた者」欄

収入の部と同様に、支出を受けた者の住所、氏名及び職業（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び法人

等の名称) を記載します。

- 「**金銭以外の支出の見積の根拠**」欄

収入の部と同様に、金銭以外の支出を時価に見積った場合の単価、数量、見積の根拠等を具体的に記載します。

- 「**備考**」欄

支出の約束をしたものについてはその旨並びに履行の有無及び実際の支出の月日、見積額の明細を記載します。また、支出の計算基礎を記入する必要がある場合があります。

- **支出の部の合計欄**

第1回の報告書では「計」と「総額」の欄に、「立候補準備のための支出」と「選挙運動のための支出」とをそれぞれ合計して記載します。第2回以降の報告書では、前回までの総額を「前回計」の欄にそれぞれ記載します。

- 「**支出のうち公費負担相当額**」欄

選挙運動に係る公費負担相当額を記載してください。

Ⅲ 領収書等の添付

- 出納責任者は、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴しなければなりません。（公選法第188条第1項）
- 出納責任者が、選挙運動費用収支報告書を提出する際には、領収書その他の支出を証すべき書面の写し（複写機により作成してください。）を添付して、提出しなければなりません。（公選法第189条第1項）
- バス代等通常領収書を発行しないもの、コンビニエンスストア等への振込みによる支出に係るもの（払込金受領証の写しも添付してください。）及び労務等の無償提供によるもののように、事実上領収書等を徴することが不可能な場合には、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」を添付しなければなりません。
- 金融機関への振込みによる支出に係るものについては、当該支出の目的を記載した書面「振込明細書に係る支出目的書」及び当該支出の金額及び年月日を記載したもの（振込明細書）の写しを添付してください。
- 3及び4の場合において、金融機関やコンビニエンスストアで公共料金等を支払った際に発行される払込金受領証に、支出の金額、年月日及び目的が記載されているときは、払込金受領証の写しのみ提出願います。（「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」及び「振込明細書に係る支出目的書」の提出は不要です。（下表参照）

	金融機関で払い込んだ場合	コンビニエンスストアで払い込んだ場合
支出の目的が <u>記載されていない</u> 「払込金受領証」の写しに添付する書類	「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」又は「振込明細書に係る支出目的書」のいずれか	「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」
支出の目的が <u>記載されている</u> 「払込金受領証」の写しに添付する書類	提出不要	提出不要

※ いずれの場合も、「払込金受領証の写し」の提出も必要となります。

◎ 領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書の様式と記載例

【記載例】

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

支出の年月日	支出の金額(円)	区 分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事情
○年○月○日	15,000	選挙運動	人件費	労務の無償提供のため
○年○月○日	50,000	立候補準備	事務所借料	事務所の無償提供のため
○年○月○日	1,400	立候補準備	電車賃	領収書の発行をしないため
				(注) 事務所の無償提供等については、支出の年月日欄に
				契約(約束)の日を記載すること。

- 1 令和8年4月26日執行 ○ ○ ○ ○ 選挙
- 2 公職の候補者 氏名 甲 山 乙 夫
- 3 出納責任者 氏名 海 川 次 郎

- 備考 1 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用および選挙運動のために支出した費用の区別を明記するものとする。
- 2 「支出の目的」の欄は、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第30号様式支出簿の備考中6の例により記載するものとする。

- 「支出の年月日」，「支出の金額」，「区分」，「支出の目的」欄には，選挙運動費用収支報告書の「5 支出の部」の該当する支出と同様に記載してください。
- 「領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事情」の欄には，当該事情を具体的に記載します。
- 1枚の様式に書き切れない場合は，別様式に記載してください。

【記載例】

振込明細書に係る支出目的書

支出の費目	支出の目的
印刷費	通常葉書印刷代

- 1 令和8年4月26日執行 ○ ○ ○ ○ 選挙
- 2 公職の候補者 氏名 甲 山 乙 夫
- 3 出納責任者 氏名 海 川 次 郎

- 備考 1 「支出の費目」の欄は、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号。以下「規則」という。）第30号様式支出簿の備考中3の例により記載するものとする。
- 2 「支出の目的」の欄は、規則第30号様式支出簿の備考中6の例により記載するものとする。
- 3 支出の目的ごとに別葉とするものとする。
- 4 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出するものとする

- 「支出の費目」欄には、(一)人件費、(二)家屋費((イ)選挙事務所費、(ロ)集合会場費)、(三)通信費、(四)交通費、(五)印刷費、(六)広告費、(七)文具費、(八)食料費、(九)休泊費、(十)雑費の区別を記載します。
- 「支出の目的」欄には、選挙運動費用収支報告書の「5 支出の部」の該当する支出と同様に記載してください。
- 本様式は、支出の目的ごとに別葉に作成します。したがって、同一の支出の費目において支出の目的が同一である支出が複数ある場合は本様式は1枚のみ作成し、同一の支出の費目において支出の目的が異なる場合は、その目的ごとに本様式を作成してください。